平成 30 年度 仙台市地下鉄東西線「自動販売機設置事業者」募集要領

仙台市交通局(以下,「交通局」とする。)では,次のとおり仙台市地下鉄東西線に自動販売機を設置する事業者を募集します。

一般競争入札により,自動販売機設置事業者を決定しますので,入札に参加を希望される方は,この募集要領及び関係法令等をご承知の上,お申し込みください。

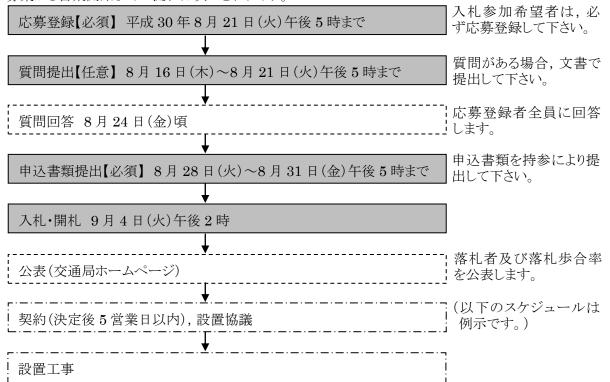
I. 募集概要

1 募集物件

場所	仙台市地下鉄東西線 13 駅 自動販売機区画(詳細は p7~22 参照)
台 数	自動販売機 29 台
入札件数	4 件 (飲料 L グループ 12 台,飲料 M グループ 12 台,アイス O グループ 3 台,証明
	写真 P グループ 2 台)
	※複数のグループに入札することも可能です。ただし,同一事業者によるL及びMグル
	ープ両件の落札はできないこととしますので,詳しくは p5 をご覧下さい。
最低賃料	歩合率 20.0%(税別)以上
	※貸付料は,ご提案いただいた歩合率による歩合制とします。
電気料	L及びMグループは1台当たり税別月額2,100円, Oグループは1台当たり税別2,000
	円, Pグループは1台当たり税別月額1,700円の定額制とします。
設 備	電気コンセントあり

2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。



Ⅱ. 条件

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店・営業所を有する法人で、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお、申込者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去 1 年以内に,本市施設の自動販売機設置に関して,契約内容に反する行為を行った者でないこと。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 の規定に基づく行政財産の一時貸付(賃貸借契約)とします。この契約は契約期間満了により契約が終了し、更新は行いません。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成30年12月1日から平成33年11月30日までとします。 貸付期間には、設置工事及び原状回復に要する期間を含みます。

(3) 貸付料

交通局が設定する予定歩合率(p5 参照)以上で,最高の提案歩合率に税込売上を乗じた額(別途消費税相当額を加算した金額)とします。毎月,指定日までに納入していただきます。

(4) 電気料

電気料は定額制とします。1台当たり月額は、L及びMグループは2,100円、Oグループは2,000円、Pグループは1,700円とし、それぞれ別途消費税相当額を加算した金額とします。

(5) 保証金

保証金(非課税)の額は, L及び Mグループは300,000 円, Oグループは50,000 円, Pグループは30,000 円とし, 契約締結後30 日以内に納めていただきます。

保証金は、貸付料又は電気料の納入を延滞した場合においてこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当するものとし、契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

(6) 解約

営業開始後に解約を希望する場合は、原則として3ヶ月前までの申し出があった場合に限り認めることとします。ただし、3ヶ月分の貸付料(原則として申し入れ前月の売上額を用いて算出)を支払うことにより直ちに解約できることとします。なお、本件契約後、設置事業者の一方的な都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはできません。

営業開始前に設置事業者の都合で解約される場合、保証金の3倍の額を納付していただきます。

(7) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用で自動販売機区画を原状回復していただきます(壁や床の

穴等の修繕を含む)。

(8) 損害賠償及び補償

- ① 設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- ② 駅構内等で行う維持管理に関する工事、停電作業、駅改造工事及び事故により自動販売機設置 事業者に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業内容によっては、自動販売機を一時休業または移設していただく場合もありますが、この場合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
- ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、自動販売機の営業が不可能となった場合であっても、交通局は一切の補償をしないものとします。
- (9) 追加設置

交通局との協議のうえ、自動販売機の追加設置が可能な場合があります。

(10) その他

契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

3 設置及び営業上の条件

- (1) 設置条件
 - ① 自動販売機の設置場所は、交通局の指定位置(p7~22 参照)とします。
 - ② 自動販売機の寸法は、原則としてp7の「標準寸法」以下とします。ただし、現地のスペースに余裕がある場合は、交通局の承認を得たうえで、若干の寸法超過が可能な場合があります。
 - ③ 一つの場所を複数の事業者が使用する場所においては、配置、大きさ、共用設備及び清掃に関し、関係事業者間で調整するものとします。
 - ④ コンセント形状が駅によって異なるため、現地確認のうえ設置してください。
 - ⑤ 設置事業者が増設した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
 - ⑥ 自販機本体の搬入及び設置工事は、旅客優先のうえ行うものとし、搬入方法及び作業時間帯について、交通局の指示に従って下さい。

(2) 営業条件

- ① 営業は申込者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② L 及び M グループは缶・びん・ペットボトル・紙パック入りの飲料品(乳飲料を含む)を主たる商品として取り扱うものとします。ただし、主たる商品の補完的な位置づけにおいて、他の品目を取扱うことは可能とします(例:飲料自動販売機の一部で菓子を扱う等)。補完商品は、ボタン数が全体の1/3以下かつ5品目以下とします。
 - O グループの取扱品目はアイスクリーム類及び氷菓, P グループの取扱品目は証明写真とします。
- ③ 酒類は取り扱いできません。また、給排水設備を必要とする飲料品及び食品は取り扱いできません。
- ④ 自動販売機の清掃や塵芥処理の責任は、設置事業者が負うものとします。
- ⑤ L及びMグループの使用済み容器の回収方法は、原則として、設置事業者が回収箱(前面が透明で容量70リットル以上のもの)を設置し、交通局(又は受託事業者)がその内容物を回収・処理することとします。ただし、交通局が指定する場合は、設置事業者が商品補充の都度、自社設置の回収箱の内容物を回収していただく場合があります。
 - O グループの使用済み容器の回収方法は、原則として、設置事業者が回収箱(前面が透明のもの)を設置し、設置事業者がその内容物を回収・処理することとします。
- ⑥ 屋外設置場所においては、年1回程度、自動販売機背面の清掃を行っていただきます。
- ⑦ 搬出入用の駐車スペースはありません。

- ⑧ 駅構内への売店の出店や自動販売機の増設等により、営業環境が変化することがあります。
- ⑨ 自動販売機の広告パネルへは販売商品の紹介のみ掲出できるものとします。
- ⑩ 電子マネー決済による販売は可とします。
- ① 毎月の売上額について、翌月 10 日までに交通局に報告して下さい。また、別途売上詳細データの提出を求めることがあります。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 応募登録【必須】

入札参加を希望される方は、応募登録用紙(様式 1)を本件窓口(p6 参照)まで、<u>持参、E-mail 又は FAX により提出</u>してください。(E-mail 又は FAX による送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。)

応募登録期間:平成30年8月21日(火)17時まで必着

※応募登録者でない方の質疑及び申込書類の受付には応じないものとします。

(2) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)を<u>持参、E-mail 又は FAX</u>により本件窓口(p6 参照)まで提出して下さい。(E-mail 又は FAX による送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。)

質問受付期間:平成30年8月16日(木)~平成30年8月21日(火)17時まで

質問への回答は平成 30 年 8 月 24 日(金)頃,応募登録者全員に E-mail 又は FAX により回答します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

(3) 入札参加申込書類の提出【必須】

本募集要領及び質疑をご理解いただいたうえで,入札参加を希望する場合は,次の書類を作成し,本件窓口(p6 参照)まで<u>直接持参</u>してください。郵送等による受付は行いません。

申込期間:平成 30 年 8 月 28 日 (火) \sim 平成 30 年 8 月 31 日 (金) (平日 9 時 \sim 17 時, ただし正午 \sim 13 時を除く。)

「申込書類(各1部)]

① 入札参加申込書(様式2)

※自動販売機設置業務実績証明書の欄には、申込者の実績年数について自動販売機の機器供給者(メーカー等)からの証明を受けてください。

- ② 誓約書(様式3)
- ③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し ※発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- ④ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通300円の手数料が必要です。)を受けてください。

IV. 入札手続き

1 入札及び開札

- (1) 入札方法
 - ① 入札書(様式4)は、設置を希望するグループの所定欄に提案歩合率(小数点以下1位まで)をご 記入下さい。複数グループの入札に参加する場合は、それぞれの所定欄にご記入下さい。また、L 及びMグループは同一事業者が落札することはできませんので、両グループともに第1位となった 場合に落札を希望するグループ名を所定の選択欄に記載して下さい(下記(5)参照)。

グループ	取扱指定品目 •台数	貸付料予定歩合率 (入札の最低歩合率)	備考
Lグループ	飲料 12 台		別途,消費税相当額,電気
M グループ	飲料 12 台	20.0% (税別)	料及び保証金が必要となりますので、本要領をよくお読
0 グループ	アイス3台	∠U.U ÿo (柷別)	みのうえ,提案歩合率を記
Pグループ	証明写真2台		載してください。

- ② 入札書は封筒に入れて、提出して下さい。
- ③ 代理人による入札の場合は、委任状(様式 5)を提出し、委任を受けた方の名前で入札して下さい。
- (2) 入札時に持参する書類
 - ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡しします。)
 - ② 入札書(様式4)及び封筒
 - ③ 委任状(様式5)(代理人の方が入札される場合)
- (3) 入札及び開札の日時, 場所等

入札及び開札の日時: 平成30年9月4日(火)午後2時

入札及び開札の場所:仙台市交通局本庁舎 7 階研修室

入札の受付等:入札の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。

なお,入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意下さい。 入札(開札)会場への入室は、各社1名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- ③ 入札者の記名・押印のない入札
- ④ 歩合率その他重要事項の記載が不明確な入札(歩合率の訂正は認められません。)
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

入札及び開札は、全グループ同時に行います。

それぞれのグループについて、予定歩合率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の提案歩合率をもって入札した者を落札者とします。落札となるべき同率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

ただし, L グループ及び M グループで同一事業者が第 1 位である場合は, 当該事業者は(1)①で

選択したグループ(記載がない場合は L グループを希望するものとみなします。)の落札者となり, 他 方のグループは第2位の歩合率を提案した者を落札者とします。

落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(6) 結果の公表

開札の結果, 落札者があるときはその者の名称及び歩合率を, 落札者がないときはその旨を, 開札に立ち会った入札者に知らせるとともに, 交通局ホームページにおいて公表します。

(7) 次点者の取扱

落札決定後, 落札者の都合により辞退があった場合は, 次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

2 契約の締結

落札者は、交通局が指定する日までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合、落札は無効となり、仙台市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

3 決定の取り消し

落札後, 落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や, 本要領に定める条件による営業ができなくなった場合, 落札者としての決定を取り消し, 次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

V.その他

1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、申込者又は設置事業者の負担となります。
- (5) 自動販売機の売上実績については、次回公募を行うこととなった場合に参考データとして公表する場合があります。
- (6) 自動販売機の設置,撤去,維持管理及び原状回復に関する一切の経費は,設置事業者の負担となります。
- (7) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合, 改正後の税率を適用するものとします。

2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番 15 号

仙台市交通局鉄道管理部営業課調整係(仙台市交通局本庁舎6階)

TEL:022-712-8330 FAX:022-224-4559 E-mail:kot051110@city.sendai.jp

※窓口開設時間は平日9時~17時(ただし,正午から13時を除く。)

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ. (2)参照。

関係書類

東西線自動販売機 区画一覧

L グループ(飲料)

No	駅名	場所	位置詳細	標準寸法(mm)
140				(幅×奥行)
1	T01 八木山動物公園駅	改札外(地下2階)	単独設置	1000 × 660
2	T04 国際センター駅	北出入口(屋外)	単独設置	1160 × 730
3	T05 大町西公園駅	改札外(地下1階)	全2台中、向かって右側	1000 × 730
4	T06 青葉通一番町駅	改札外(地下2階)	全2台中、向かって左側	1160 × 730
5	T07 仙台駅	定期券発売所(地下1階)	全2台中、向かって左側	1160 × 730
6	T08 宮城野通駅	北出入口側(地下1階)	全3台中、向かって左側	1000 × 720
7	T08 宮城野通駅	南出入口側(地下1階)	単独設置	1160 × 730
8	T09 連坊駅	西出入口側(地下1階)	全2台中、向かって左側	1160 × 730
9	T10 薬師堂駅	北出入口側(地下1階)	全3台中、向かって左側	1160 × 730
10	T11 卸町駅	改札外(地下1階)	単独設置	1160 × 730
11	T12 六丁の目駅	改札外(地下1階)	単独設置	1160 × 660
12	T13 荒井駅	改札外(地上1階)	単独設置	1160 × 730

M グループ(飲料)

NI-	駅名	場所	位置詳細	標準寸法(mm)
No				(幅×奥行)
1	T01 八木山動物公園駅	改札内(地下2階)	単独設置	1160 × 730
2	T02 青葉山駅	改札外(地下1階)	単独設置	1000 × 670
3	T03 川内駅	改札外(地下2階)	単独設置	1160 × 730
4	T04 国際センター駅	西出入口(地上1階)	全2台中、向かって右側	1160 × 730
5	T04 国際センター駅	インフォメーションセンター前	全2台中、向かって左側	1160 × 730
6	T05 大町西公園駅	改札外(地下1階)	全2台中、向かって左側	1160 × 730
7	T06 青葉通一番町駅	改札外(地下2階)	全2台中、向かって右側	1160 × 730
8	T07 仙台駅	定期券発売所(地下1階)	全2台中、向かって右側	1160 × 730
9	T08 宮城野通駅	北出入口側(地下1階)	全3台中、中央	1000 × 720
10	T09 連坊駅	東出入口側(地下1階)	単独設置	1000 × 660
11	T10 薬師堂駅	北出入口側(地下1階)	全3台中、中央	1000 × 730
12	T13 荒井駅	中央1出入口(屋外)	単独設置	1000 × 660

0 グループ(アイス)

No	駅名	場所	位置詳細	標準寸法(mm) (幅×奥行)
1	T04 国際センター駅	インフォメーションセンター前	全2台中、向かって右側	1000 × 800
2	T09 連坊駅	西出入口側(地下1階)	全2台中、向かって右側	1000 × 800
3	T10 薬師堂駅	北出入口側(地下1階)	全3台中、向かって右側	1000 × 800

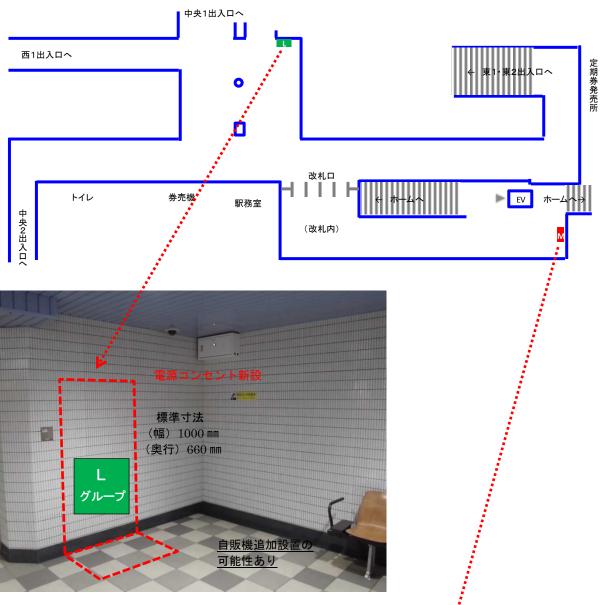
P グループ(証明写真)

No	駅名	場所	位置詳細	標準寸法(mm) (幅×奥行)
1	T04 国際センター駅	西出入口(地上1階)	全2台中、向かって左側	1400 × 750
2	T08 宮城野通駅	北出入口側(地下1階)	全3台中、向かって右側	1400 × 750

- ※位置詳細欄の「全〇台中」とは、設置予定のものを含む当該場所の自動販売機の台数により記載しています。(構内位置図を参照)
- ※「標準寸法」は、自動販売機本体の寸法を示し、空き容器回収箱は含みません。
- ※自動販売機の寸法は、原則として「標準寸法」以下とします。ただし、現地のスペースに余裕がある場合は、交通局の承認を得たうえで、若干の寸法超過が可能な場合があります。
- ※国際センター駅インフォメーションセンター前に設置する自動販売機(Mグループ, Oグループ) の設置方法は、アンカー打設とします。設置及び原状回復の方法に関する覚書を締結していただきます。

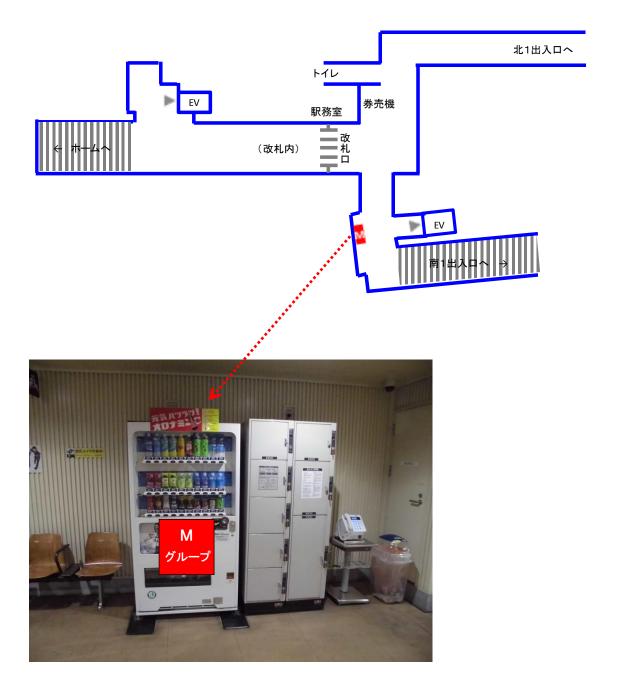
東西線自動販売機 構内位置図

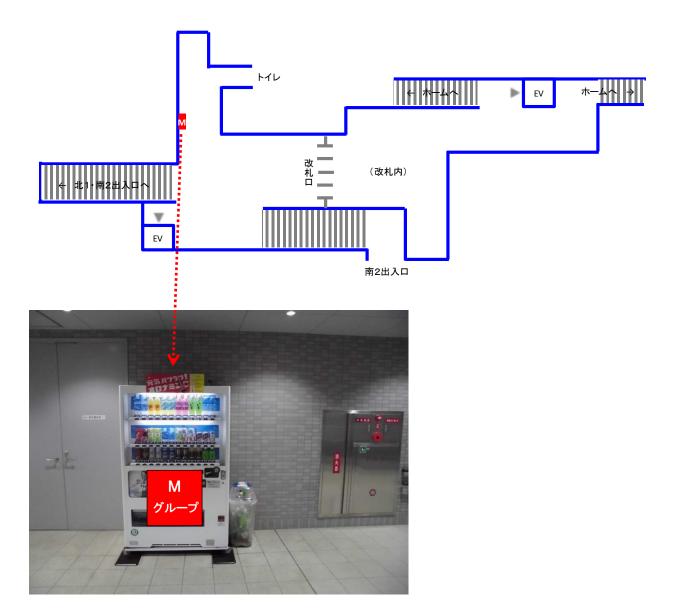
T01 八木山動物公園駅



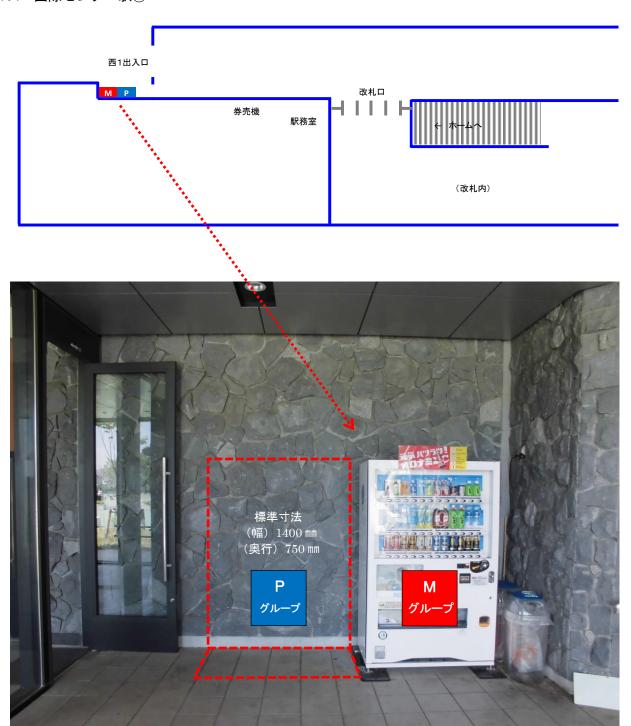


T02 青葉山駅

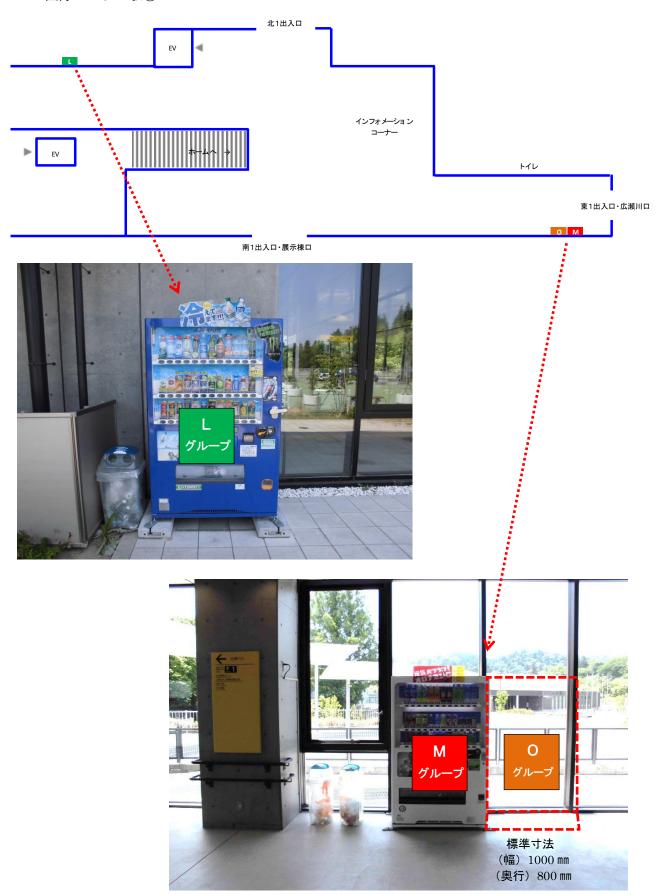




T04 国際センター駅①

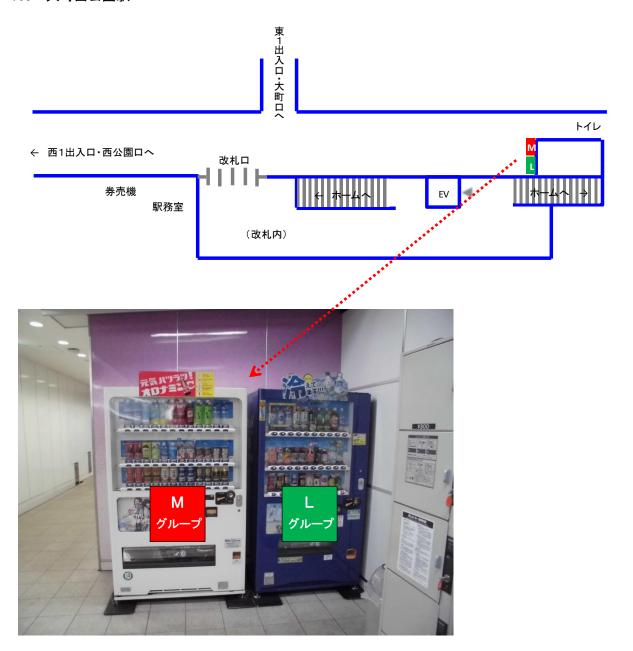


T04 国際センター駅②

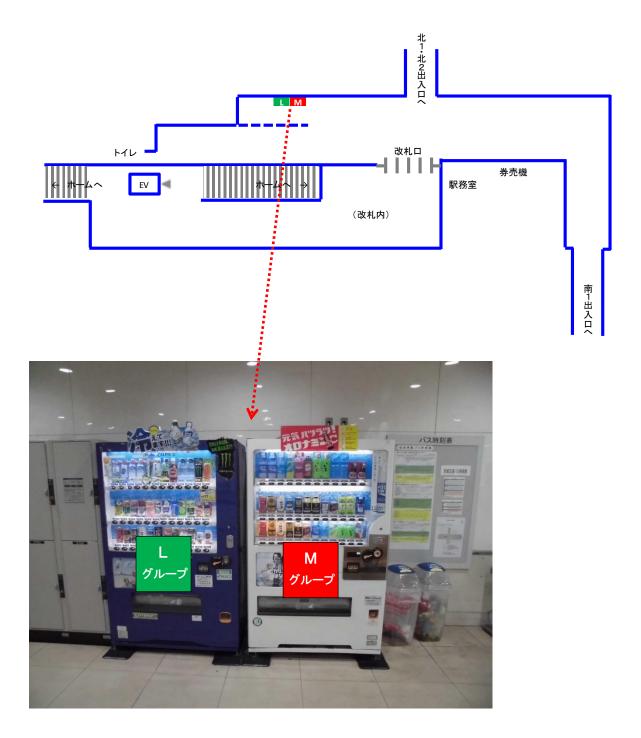


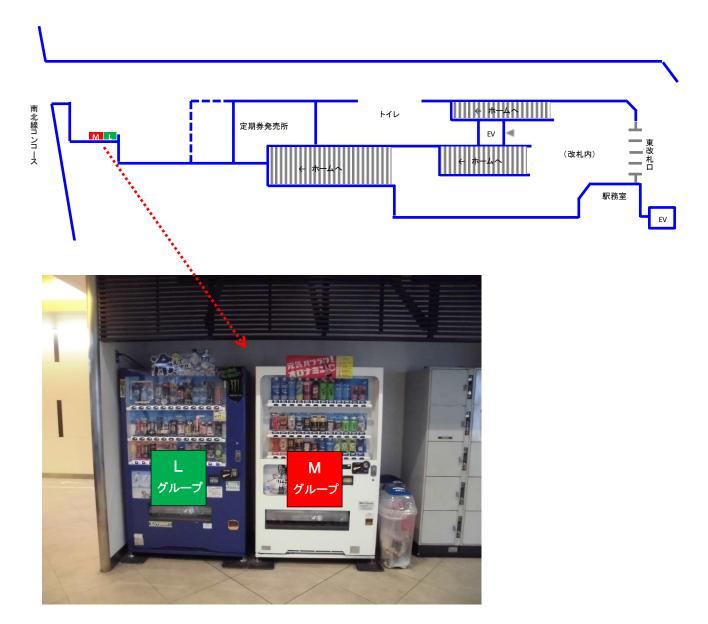
※当該場所への設置方法は、背面ガラスへの転倒防止のため、床へのアンカー打設とします。

T05 大町西公園駅

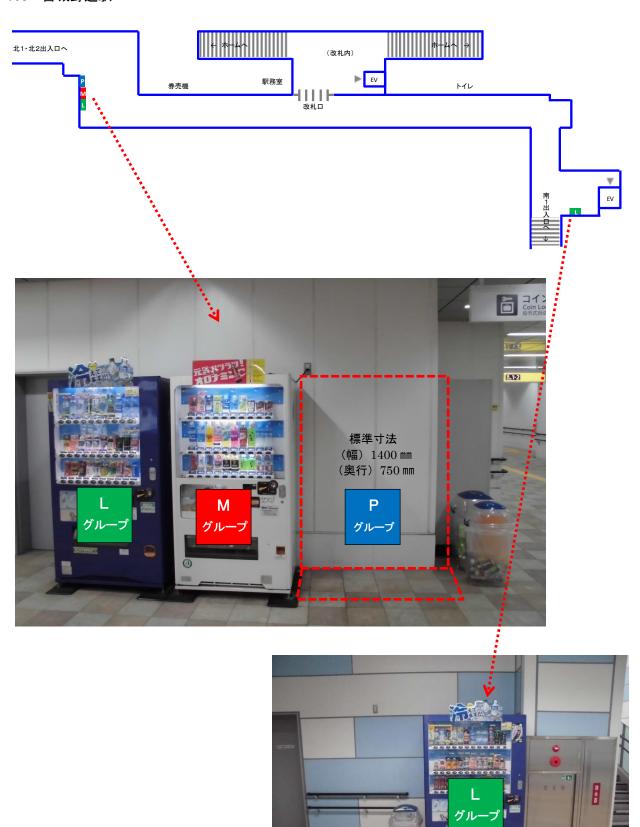


T06 青葉通一番町駅

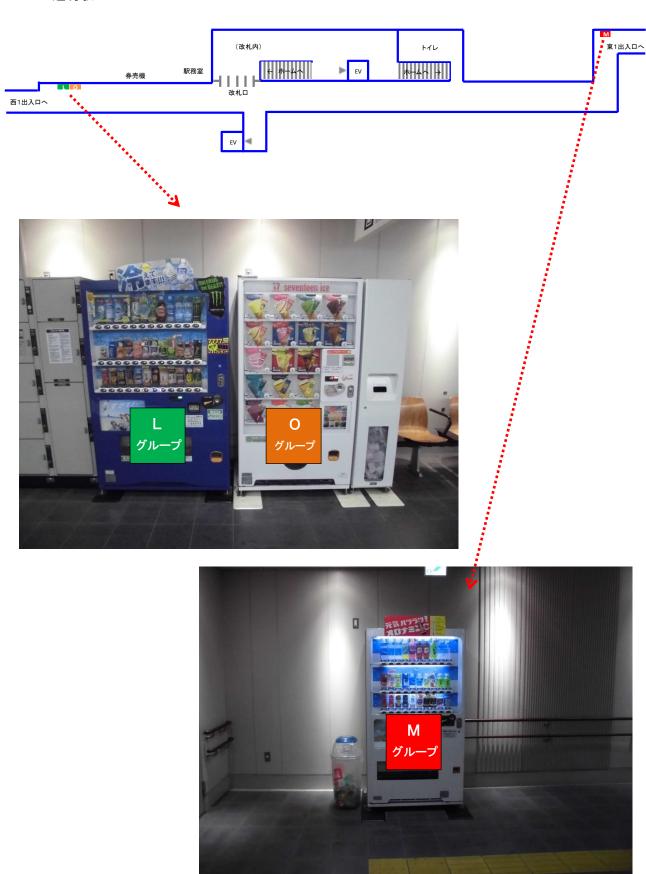




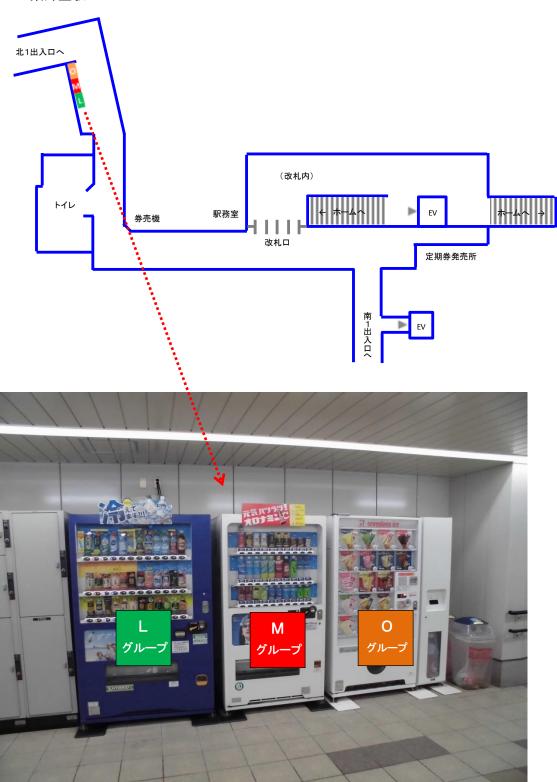
T08 宮城野通駅



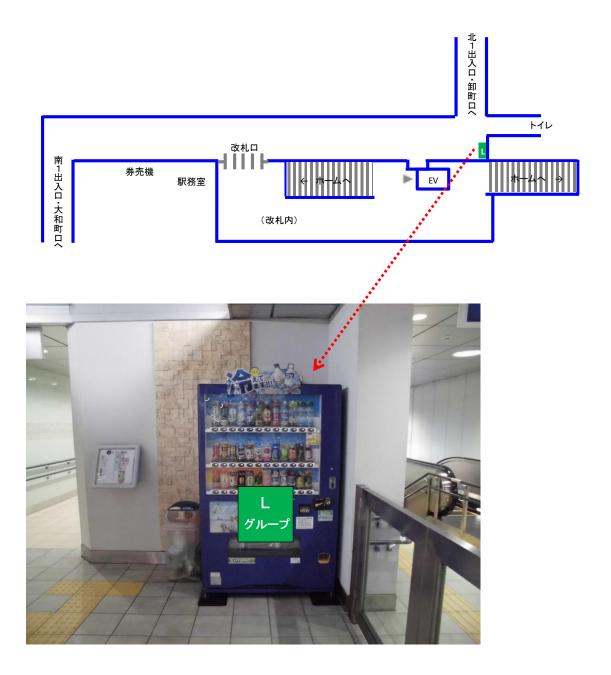
T09 連坊駅



T10 薬師堂駅



T11 卸町駅



T12 六丁の目駅

